

情報交換協定急増の理由

1 情報交換協定とは何か

日本の財務省は、2009年6月29日にバーミュダとの間に情報交換協定の締結の基本合意に達したことを公表した。

情報交換協定とは、税務に関する情報を交換することに特化した租税条約の一形態である。一般的に租税条約という場合、日米間の相続税租税条約は例外として、国際的二重課税を排除するための包括的所得税租税条約を意味するが、情報交換協定は、税務情報を交換することを主たる目的として締結される目的限定型の租税条約の一形態である。

2 米国の情報交換協定

米国は、2002年に制定されたOECD情報交換モデル租税協定以前から独自に情報交換協定(Tax Information Exchange Agreements)をタックスヘイブンと締結してきた。

米国は、かつて、当時締結していた米蘭租税条約をタックスヘイブンであるオランダ領アンチルまで適用拡大することに合意し、その後、アンチルとは独立した租税条約を締結したのである。この米国・アンチル租税条約が租税回避に利用されたことから、米国は、1980年代にアンチルとの租税条約を終了して、その後、OECDの活動に先駆けてこの種の情報交換に関して、主として米国と租税条約を締結してい

ないタックスヘイブン国等（主としてカリブ海諸国）を対象として情報交換協定の締結を1983年から開始したのである。

この米国による情報交換協定は、当初、カリブ海に所在するタックスヘイブンを中心であったが、最近では、ヨーロッパ方面のタックスヘイブン（ジャージー、マン島）にもその対象が拡大しつつある。

3 OECD情報交換協定の制定とこれを促進する活動

OECDは、1990年代後半からタックスヘイブン等が無税又は名目的な課税を行い、税務関連情報を法律により保護して開示しない秘密性のあることを有害な税競争と呼び、その排除を行う活動を開始してきたが、その解決手段の一つが、実効性ある情報交換であった。

OECDがタックスヘイブンの透明性を高める手段として2002年にモデル情報交換協定を制定したことは既に述べたとおりである。この情報交換協定締結をバックアップしたのが、OECDの加盟国と非加盟国が協力した「透明性と情報交換に関する世界フォーラム」（以下「フォーラム」という。）であり、このフォーラムが租税に関する透明性と効率的な情報交換を促進する基盤を発展させたのである。このフォーラムは、2003年がカナダのオタワ、2004年6月にはベルリンで開催され、その会議には

Topics of International Taxation

OECD 加盟国と非加盟国42か国から100名の代表が参加して、透明性の向上と情報交換を促進することが議論されたのである。

OECD は、透明性及び情報交換の基準を制定し、加盟国及び非加盟国にこの受入れを要請しているのである。この基準は、2004年ベルリンで開催された「G20財務大臣会議」、2008年10月開催の「租税に関する国際協力に関する国連専門家委員会」(国連の経済社会理事会に属する小委員会)において支持されている。

この基準が要請しているのは、①条約相手国の国内法の管理と執行に有益である要請に対して情報交換を行うこと、②銀行の秘密保護法あるいは国内税法に基づく交換制限の廃止、③信頼できる情報の取得を可能にすることと情報取得の権限の確立、④納税者の権利の尊重、⑤交換した情報の秘密の保持、である。

このように、OECD は、フォーラム参加国等を通じて、国際的に税務情報交換に関するコンセンサスを醸成しこれをタックスヘイブン等にも受け入れることを要請したのである。

4 G20合意の意義

2008年7月のリーマン・ブラザーズの破綻等を契機とした世界的な金融危機に対処するために、2008年11月15日から米国のワシントンにおいて世界の19の国とEUによる第1回金融・世界経済首脳会議(G20)が開催され、続いて、2009年4月2日にロンドンにおいて第2回のG20首脳会議が開催されて、この会議においてタックスヘイブンに対する規制強化の合意がなされた。

このG20第2回会議における合意は、OECDにおけるタックスヘイブン規制を活動の実体と

して、世界経済のGDPの約80%を占めるG20の国等がタックスヘイブンに対する規制強化で合意したのである。

この一連のタックスヘイブン規制強化の流れは、2009年9月24日と25日に開催された第3回G20ピッターバーグ・サミットにおいても確認され、OECDのフォーラムにおける税の透明性と情報交換を改善することが再度支持され、このような動きに反する場合は、2010年3月からタックスヘイブンに対する対抗措置を使用することを示唆したのである。

5 情報交換協定の急増

OECDは「国際的脱税に対するOECDの取組みの概要」(OECD, Overview of the OECD's work on countering international tax evasion, 30 October 2009.)という報告書を2009年10月末に公表した。この卷末に2000年以降の情報交換協定の署名の状況一覧表が掲載されているが、2007年に12件、2008年に23件であった情報交換協定の締結件数が2009年10月末までに125件と急増しているのである。

このように件数が増加した背景としては、上記に述べたOECDにおけるフォーラムの活動とこの活動を支持したG20の声明等が大きく影響したものと思われるが、今後は、締結された情報交換協定の実効性がどの程度になるのかという成果が注目されるのである。

中央大学商学部教授

矢内 一好